

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

福井市工事施工管理資料作成要領

令和3年4月

福 井 市

福井市工事施工管理資料作成要領

令和2年4月

福 井 市

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

目次

<u>工事書類作成にあたっての基本方針</u>	<u>1</u>
<u>工事書類で作成が不要なものリスト</u>	<u>2</u>
1. 総 説	1 - 1 ~ <u>1 2</u>
2. 施工計画書	2 - 1 ~ 2 4
3. 材料の見本又は品質を証明する資料の提出 ...	3 - 1
4. 出来形関係図書様式	4 - 1 ~ 1 0
5. 品質管理関係図書様式	5 - 1 ~ 7
6. その他様式	6 - 1 ~ 1 0 5
7. 参考資料	7 - 1 ~ 1 5

目次

1. 総 説	1 - 1 ~ <u>1 0</u>
2. 施工計画書	2 - 1 ~ 2 4
3. 材料の見本又は品質を証明する資料の提出 ...	3 - 1
4. 出来形関係図書様式	4 - 1 ~ 1 0
5. 品質管理関係図書様式	5 - 1 ~ 7
6. その他様式	6 - 1 ~ 1 0 5
7. 参考資料	7 - 1 ~ 1 5

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

工事書類作成にあたっての基本方針

「紙」と「電子」の二重提出は不要

どちらで提出するかは工事着手前に監督職員と協議
（紙による提出は最小限とする）
情報共有システムによる電子検査を積極活用

不要な書類は作成しない・させない

作成が不要な書類リスト（次頁）を参照

工事打合せ簿「指示」は必ず発注者が作成する

工事打合せ簿「協議」の添付書類は必要最小限に

根拠資料（仕様書・基準書等のコピー）は添付不要

監督職員等が臨場した立会・確認の写真は不要

軽微な変更に伴う変更施工計画書の提出は不要

工期や数量等の軽微な変更については、その都度の提出は不要

〔新 設〕

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

工事書類で作成が不要なものリスト

下記書類については作成・提出しても工事成績評定で加点されません。

分類	書類の内容	備考
工事概要書	検査時に工事検査職員に工事概要を説明するための資料	原則、既存資料等を活用（ 1 ）
検査書類一覧	検査書類（紙）の一覧表	作成不要
情報共有システム登録書類一覧	情報共有システムの登録書類（電子）の一覧表	作成不要
工事打合せ簿等の一覧	工事打合せ簿、段階確認の発議日と内容を記載した一覧表	作成不要
確認・立会依頼等の一覧	確認・立会依頼日、立会日を内容毎にとりまとめた一覧表	作成不要
その他	現場環境改善に関する実施報告書	作成不要（ただし写真撮影は必要）
その他	休日・夜間作業届	現道上で工事を行う場合等以外は作成不要（メール等による連絡で可）
その他	週刊予定表（週刊工程表）	現道上で工事を行う場合等（ 2 ）

〔新 設〕

- （ 1 ）既存の資料等の一例
 契約図面、又は既存の説明図・写真類
 その他、地元説明や工事見学会等で作成した資料
- （ 2 ）作成が必要な場合は事前に監督職員から指示する。

「福井市施工管理資料作成要領」新旧対照表

下線部は改正箇所

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

任意	債権譲渡承諾書	発注者	受注者		約款第5条第1項	-	任意	債権譲渡承諾書	発注者	受注者		約款第5条第1項	-
任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の申請書	受注者	発注者		約款第5条第2項	-	任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の申請書	受注者	発注者		約款第5条第2項	-
任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の承諾書	発注者	受注者		約款第5条第2項	-	任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の承諾書	発注者	受注者		約款第5条第2項	-
契4	<u>〔廃止〕</u>						契4	<u>下請負（追加・変更）届</u>	<u>受注者</u>	<u>発注者</u>	<u>下請負契約後速やかに</u>	<u>約款第7条 仕第1編1-1-9</u>	<u>6-2 、 6-3</u>
契5	監督職員の定めについて（通知）	発注者	受注者	監督職員を置いたとき	約款第9条第1項	<u>6-2</u>	契5	監督職員の定めについて（通知）	発注者	受注者	監督職員を置いたとき	約款第9条第1項	<u>6-4</u>
契6	現場代理人及び主任技術者等選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時	約款第10条第1項	<u>6-3</u>	契6	現場代理人及び主任技術者等選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時	約款第10条第1項	<u>6-5</u>
契7	経歴書	受注者	発注者	”		<u>6-4</u>	契7	経歴書	受注者	発注者	”		<u>6-6</u>
契8	現場代理人及び主任技術者等変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに	約款第10条第1項	<u>6-5</u>	契8	現場代理人及び主任技術者等変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに	約款第10条第1項	<u>6-7</u>
契74	担当技術者選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時		<u>6-71</u>	契74	担当技術者選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時		<u>6-73</u>
契75	担当技術者変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに		<u>6-72</u>	契75	担当技術者変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに		<u>6-74</u>
契9	工事関係者に関する措置について（請求）	発注者 監督職員	受注者	職員又は施工並びに管理につき著しく不相当と認められるとき	約款第12条第1項及び第2項	<u>6-6</u>	契9	工事関係者に関する措置について（請求）	発注者 監督職員	受注者	職員又は施工並びに管理につき著しく不相当と認められるとき	約款第12条第1項及び第2項	<u>6-8</u>
契10	工事関係者に関する措置について（通知）	受注者	発注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第3項	<u>6-7</u>	契10	工事関係者に関する措置について（通知）	受注者	発注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第3項	<u>6-9</u>
契11	監督職員に関する措置について（請求）	受注者	発注者	職務の執行に著しく不相当と認められるとき	約款第12条第4項	<u>6-8</u>	契11	監督職員に関する措置について（請求）	受注者	発注者	職務の執行に著しく不相当と認められるとき	約款第12条第4項	<u>6-10</u>
契12	監督職員に関する措置について（通知）	発注者	受注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第5項	<u>6-9</u>	契12	監督職員に関する措置について（通知）	発注者	受注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第5項	<u>6-11</u>
契13	支給材料・貸与品要求書	受注者	発注者	使用予定日の14日前までに	約款第15条第1項 仕第1編1-1-16 4	<u>6-10</u>	契13	支給材料・貸与品要求書	受注者	発注者	使用予定日の14日前までに	約款第15条第1項 仕第1編1-1-16 4	<u>6-12</u>
契14	工事請負契約約款15条第2項後段の規定による通知について	受注者	発注者	設計図書のと異なるとき又は使用が適当でないとき	約款第15条第2項後段	<u>6-11</u>	契14	工事請負契約約款15条第2項後段の規定による通知について	受注者	発注者	設計図書のと異なるとき又は使用が適当でないとき	約款第15条第2項後段	<u>6-13</u>
契15	（支給材料・貸与品）の（受領・借用）について	受注者	発注者	引渡しの日から7日以内	約款第15条第3項	<u>6-12</u>	契15	（支給材料・貸与品）の（受領・借用）について	受注者	発注者	引渡しの日から7日以内	約款第15条第3項	<u>6-14</u>
契16	（支給材料・貸与品）の <u>契約不適合等</u> の発見について	受注者	発注者	<u>契約の内容に適合しないこと等</u> により使用が適当でないとき	約款第15条第4項	<u>6-13</u>	契16	（支給材料・貸与品）の <u>瑕疵</u> の発見について	受注者	発注者	<u>瑕疵</u> により使用が適当でないとき	約款第15条第4項	<u>6-15</u>
契17	（支給材料・貸与品）の使用請求について	発注者	受注者		約款第15条第5項	<u>6-14</u>	契17	（支給材料・貸与品）の使用請求について	発注者	受注者		約款第15条第5項	<u>6-16</u>
契18	支給材料・貸与品返納書	受注者	発注者	返納時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 5	<u>6-15</u>	契18	支給材料・貸与品返納書	受注者	発注者	返納時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 5	<u>6-17</u>
契19	支給品清算書	受注者	発注者	工事完成時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 3	<u>6-16</u>	契19	支給品清算書	受注者	発注者	工事完成時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 3	<u>6-18</u>
契20	設計図書の不一致等について	現場代理人	監督職員	該当する事実を発見した時	約款第18条第1項 仕第1編1-1-3 2	<u>6-17</u>	契20	設計図書の不一致等について	現場代理人	監督職員	該当する事実を発見した時	約款第18条第1項 仕第1編1-1-3 2	<u>6-19</u>
契21	設計図書の不一致等の調査結果について	発注者	受注者	調査終了後14日以内	約款第18条第3項	<u>6-18</u>	契21	設計図書の不一致等の調査結果について	発注者	受注者	調査終了後14日以内	約款第18条第3項	<u>6-20</u>
契22	設計図書の変更について	発注者	受注者	必要がある時	約款第19条	<u>6-19</u>	契22	設計図書の変更について	発注者	受注者	必要がある時	約款第19条	<u>6-21</u>
別途様式	工事変更請負契約書	発注者 受注者	発注者 受注者			-	別途様式	工事変更請負契約書	発注者 受注者	発注者 受注者			-

「福井市施工管理資料作成要領」新旧対照表

下線部は改正箇所

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

契23	工事一時中止通知書	発注者	受注者	天災等による工事施工ができない時	約款第20条第1項及び第2項 仕第1編1-1-13	<u>6-20</u>	契23	工事一時中止通知書	発注者	受注者	天災等による工事施工ができない時	約款第20条第1項及び第2項 仕第1編1-1-13	<u>6-22</u>
契24	工期の延長について	受注者	発注者	工期延長を必要とする時	約款第21条第1項	<u>6-21</u>	契24	工期の延長について	受注者	発注者	工期延長を必要とする時	約款第21条第1項	<u>6-23</u>
契25	工期の短縮変更について（請求）	発注者	受注者	短縮の必要がある時	約款第22条第1項及び第2項	<u>6-22</u>	契25	工期の短縮変更について（請求）	発注者	受注者	短縮の必要がある時	約款第22条第1項及び第2項	<u>6-24</u>
契26	工期・請負代金額・設計図書の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	それぞれの変更事由が生じた日	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-23</u>	契26	工期・請負代金額・設計図書の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	それぞれの変更事由が生じた日	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-25</u>
契27	工期・請負代金額・設計図書の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者	協議開始の日から14日以内	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-24</u>	契27	工期・請負代金額・設計図書の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者	協議開始の日から14日以内	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-26</u>
契28	工期・請負代金額・設計図書の変更について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項 ただし書	<u>6-25</u>	契28	工期・請負代金額・設計図書の変更について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項 ただし書	<u>6-27</u>
契29	工期・請負代金額・設計図書の変更の協議開始の日について（通知）	発注者 受注者	受注者 発注者	工期の変更事由が生じた日 発注者が7日以内に通知をしない場合	約款第23条第2項 約款第24条第2項 約款第25条第8項 約款第30条第2項	<u>6-26</u>	契29	工期・請負代金額・設計図書の変更の協議開始の日について（通知）	発注者 受注者	受注者 発注者	工期の変更事由が生じた日 発注者が7日以内に通知をしない場合	約款第23条第2項 約款第24条第2項 約款第25条第8項 約款第30条第2項	<u>6-28</u>
契30	発注者が負担する必要な費用の額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-27</u>	契30	発注者が負担する必要な費用の額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-29</u>
契31	発注者が負担する必要な費用の額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-28</u>	契31	発注者が負担する必要な費用の額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-30</u>
契32	工事請負契約約款第25条第1項・第5項・第6項の規定による請負代金額の変更について（請求）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第1項 約款第25条第5項 約款第25条第6項	<u>6-29</u>	契32	工事請負契約約款第25条第1項・第5項・第6項の規定による請負代金額の変更について（請求）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第1項 約款第25条第5項 約款第25条第6項	<u>6-31</u>
契33	請負代金額の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額の変更事由が生じた日	約款第25条第3項	<u>6-30</u>	契33	請負代金額の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額の変更事由が生じた日	約款第25条第3項	<u>6-32</u>
契34	請負代金額の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第3項	<u>6-31</u>	契34	請負代金額の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第3項	<u>6-33</u>
契35	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第25条第3項 ただし書	<u>6-32</u>	契35	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第25条第3項 ただし書	<u>6-34</u>
契36	臨機の措置について（通知）	現場代理人	監督職員	臨機の措置をとったとき	約款第26条第2項	<u>6-33</u>	契36	臨機の措置について（通知）	現場代理人	監督職員	臨機の措置をとったとき	約款第26条第2項	<u>6-35</u>
契37	天災等による損害発生通知書	受注者	発注者	発生後直ちに	約款第29条第1項 仕第1編1-1-38 1	<u>6-34</u>	契37	天災等による損害発生通知書	受注者	発注者	発生後直ちに	約款第29条第1項 仕第1編1-1-38 1	<u>6-36</u>
契38	損害確認通知書	発注者	受注者		約款第29条第2項	<u>6-35</u>	契38	損害確認通知書	発注者	受注者		約款第29条第2項	<u>6-37</u>
契39	工事請負契約約款第29条に基づく損害額について（協議）	発注者	受注者		約款第29条	<u>6-36</u>	契39	工事請負契約約款第29条に基づく損害額について（協議）	発注者	受注者		約款第29条	<u>6-38</u>
契40	工事請負契約約款第29条第3項に基づく損害による費用の負担について（請求）	受注者	発注者		約款第29条第3項	<u>6-37</u>	契40	工事請負契約約款第29条第3項に基づく損害による費用の負担について（請求）	受注者	発注者		約款第29条第3項	<u>6-39</u>
契41	工事完成届	受注者	発注者	工事完成の日	約款第31条第1項 仕第1編1-1-20	<u>6-38</u>	契41	工事完成届	受注者	発注者	工事完成の日	約款第31条第1項 仕第1編1-1-20	<u>6-40</u>
契42	破壊検査の理由通知：完成検査部分払、部分引渡し検査契約解除	発注者	受注者	必要があると認めるとき	約款第31条第2項 約款第37条第3項 約款第38条第1項 約款第54条第1項	<u>6-39</u>	契42	破壊検査の理由通知：完成検査部分払、部分引渡し検査契約解除	発注者	受注者	必要があると認めるとき	約款第31条第2項 約款第37条第3項 約款第38条第1項 約款第51条第1項	<u>6-41</u>

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

契43	引渡書	受注者	発注者	検査による工事完成の確認後	約款第31条第4項	<u>6-40</u>	契43	引渡書	受注者	発注者	検査による工事完成の確認後	約款第31条第4項	<u>6-42</u>
契44	工事目的物の引渡しについて（請求）	発注者	受注者	請負代金の支払の完了と同時	約款第31条第5項	<u>6-41</u>	契44	工事目的物の引渡しについて（請求）	発注者	受注者	請負代金の支払の完了と同時	約款第31条第5項	<u>6-43</u>
契45	工事検査日通知書				仕第1編1-1-20 3	<u>6-42</u>	契45	工事検査日通知書				仕第1編1-1-20 3	<u>6-44</u>
別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（完成）	約款第32条第1項	-	別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（完成）	約款第32条第1項	-
契46	工事目的物の部分使用について（請求）	発注者	受注者		約款第33条第1項	<u>6-43</u>	契46	工事目的物の部分使用について（請求）	発注者	受注者		約款第33条第1項	<u>6-45</u>
契47	工事目的物の部分使用について（承諾）	受注者	発注者		約款第33条第1項	<u>6-44</u>	契47	工事目的物の部分使用について（承諾）	受注者	発注者		約款第33条第1項	<u>6-46</u>
別途様式	工事請負代金一部前払請求書	受注者	発注者		約款第34条第1項第3項	-	別途様式	工事請負代金一部前払請求書	受注者	発注者		約款第34条第1項第3項	-
契48	前払金のうち返還すべき超過額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	返還することが不適当と認められるとき	約款第34条第6項	<u>6-45</u>	契48	前払金のうち返還すべき超過額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	返還することが不適当と認められるとき	約款第34条第6項	<u>6-47</u>
契49	前払金のうち返還すべき超過額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第34条第6項	<u>6-46</u>	契49	前払金のうち返還すべき超過額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第34条第6項	<u>6-48</u>
契50	前払金のうち返還すべき超過額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第34条第7項ただし書	<u>6-47</u>	契50	前払金のうち返還すべき超過額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第34条第7項ただし書	<u>6-49</u>
任意様式	返還すべき前払金の未返還額に係る遅延利息の受注者に対する支払請求	発注者	受注者		約款第34条第8項	-	任意様式	返還すべき前払金の未返還額に係る遅延利息の受注者に対する支払請求	発注者	受注者		約款第34条第8項	-
別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（部分払）	約款第37条第1項及び第5項	-	別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（部分払）	約款第37条第1項及び第5項	-
契51	部分払検査願	受注者	発注者	希望月日の14日前	約款約37条第2項	<u>6-48</u>	契51	部分払検査願	受注者	発注者	希望月日の14日前	約款約37条第2項	<u>6-50</u>
契52	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（協議）	受注者	発注者	部分払いを請求するとき	約款第37条第7項	<u>6-49</u>	契52	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（協議）	受注者	発注者	部分払いを請求するとき	約款第37条第7項	<u>6-51</u>
契53	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第37条第7項	<u>6-50</u>	契53	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第37条第7項	<u>6-52</u>
契54	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第37条第7項ただし書	<u>6-51</u>	契54	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第37条第7項ただし書	<u>6-53</u>
別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（指定部分）	約款第38条第1項	-	別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（指定部分）	約款第38条第1項	-
契55	指定部分完成届	受注者	発注者	部分完成の日	約款第38条第1項	<u>6-52</u>	契55	指定部分完成届	受注者	発注者	部分完成の日	約款第38条第1項	<u>6-54</u>
契56	指定部分引渡書	受注者	発注者	引渡しの時	約款第38条第1項	<u>6-53</u>	契56	指定部分引渡書	受注者	発注者	引渡しの時	約款第38条第1項	<u>6-55</u>
契57	指定部分に相応する請負代金の額について（協議）	受注者	発注者	部分引渡しをしようとするとき	約款第38条第3項	<u>6-54</u>	契57	指定部分に相応する請負代金の額について（協議）	受注者	発注者	部分引渡しをしようとするとき	約款第38条第3項	<u>6-56</u>
契58	指定部分に相応する請負代金の額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第38条第3項	<u>6-55</u>	契58	指定部分に相応する請負代金の額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第38条第3項	<u>6-57</u>
契59	指定部分に相応する請負代金の額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第38条第3項ただし書	<u>6-56</u>	契59	指定部分に相応する請負代金の額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第38条第3項ただし書	<u>6-58</u>
任意様式	発注者の前払金支払遅延に係る支払請求	受注者	発注者		約款第43条第1項	-	任意様式	発注者の前払金支払遅延に係る支払請求	受注者	発注者		約款第43条第1項	-
契60	工事の（全部・一部）中止について（通知）	受注者	発注者		約款第43条第1項	<u>6-57</u>	契60	工事の（全部・一部）中止について（通知）	受注者	発注者		約款第43条第1項	<u>6-59</u>
契61	工事目的物の <u>契約不適合</u> に係る（修補・損害賠償）の請求について	発注者	受注者		約款第44条第1項 <u>約款第55条第1項</u>	<u>6-58</u>	契61	工事目的物の <u>瑕疵</u> に係る（修補・損害賠償）の請求について	発注者	受注者		約款第44条第1項	<u>6-60</u>
契62	工事目的物の <u>契約不適合</u> について（通知）	発注者	受注者		<u>約款第57条第8項</u>	<u>6-59</u>	契62	工事目的物の <u>瑕疵</u> について（通知）	発注者	受注者		<u>約款第44条第3項</u>	<u>6-61</u>

「福井市施工管理資料作成要領」新旧対照表

下線部は改正箇所

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

任意様式	履行遅延による受注者に対する損害金の支払請求	発注者	受注者		約款第45条第1項	-	任意様式	履行遅延による受注者に対する損害金の支払請求	発注者	受注者		約款第45条第1項	-
任意様式	請負代金支払遅延に係る発注者に対する遅延利息の請求	受注者	発注者		約款第45条第3項	-	任意様式	請負代金支払遅延に係る発注者に対する遅延利息の請求	受注者	発注者		約款第45条第3項	-
任意様式	発注者の契約解除	発注者	受注者		約款第46条第1項 約款第47条第1項	-	任意様式	発注者の契約解除	発注者	受注者		約款第46条第1項 約款第47条第1項	-
任意様式	受注者の契約解除	受注者	発注者		約款第50条第1項	-	任意様式	受注者の契約解除	受注者	発注者		約款第50条第1項	-
任意様式	受注者が契約を解除した場合の発注者に対する損害賠償の請求	受注者	発注者		約款第50条第2項	-	任意様式	受注者が契約を解除した場合の発注者に対する損害賠償の請求	受注者	発注者		約款第50条第2項	-
任意様式	工事請負契約約款第52条第3項の規定による通知について	受注者	発注者		約款第52条第3項	-	任意様式	工事請負契約約款第52条第3項の規定による通知について	受注者	発注者		約款第52条第3項	-
別途様式	仲裁合意書	発注者 受注者	発注者 受注者		約款第54条	-	別途様式	仲裁合意書	発注者 受注者	発注者 受注者		約款第54条	-
	(建設リサイクル法関連)							(建設リサイクル法関連)					
契63	通知書	発注者	福井市	工事着手前 (工事着工時)	建り法第11条	<u>6-60</u>	契63	通知書	発注者	福井市	工事着手前 (工事着工時)	建り法第11条	<u>6-62</u>
契64	説明書	受注者	発注者	契約前	建り法第12条	<u>6-61</u>	契64	説明書	受注者	発注者	契約前	建り法第12条	<u>6-63</u>
契65	法第13条及び省令4条に基づく書面様式1	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-62</u>	契65	法第13条及び省令4条に基づく書面様式1	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-64</u>
契66	法第13条及び省令4条に基づく書面様式2	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-63</u>	契66	法第13条及び省令4条に基づく書面様式2	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-65</u>
契67	法第13条及び省令4条に基づく書面様式3	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-64</u>	契67	法第13条及び省令4条に基づく書面様式3	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-66</u>
契68	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式1	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-65</u>	契68	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式1	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-67</u>
契69	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式2	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-66</u>	契69	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式2	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-68</u>
契70	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式3	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-67</u>	契70	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式3	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-69</u>
契71	再資源化報告書	受注者	発注者	再資源化等が完了したとき	建り法第18条	<u>6-68</u>	契71	再資源化報告書	受注者	発注者	再資源化等が完了したとき	建り法第18条	<u>6-70</u>
	(中間前払金関係)							(中間前払金関係)					
契72	認定請求書	受注者	発注者	中間前金払いの認定を請求するとき	約款第34条第4項	<u>6-69</u>	契72	認定請求書	受注者	発注者	中間前金払いの認定を請求するとき	約款第34条第4項	<u>6-71</u>
契73	認定調書	発注者	受注者	中間前金払いの請求があったとき直ちに	約款第34条第4項	<u>6-70</u>	契73	認定調書	発注者	受注者	中間前金払いの請求があったとき直ちに	約款第34条第4項	<u>6-72</u>
	(施工関係様式)							(施工関係様式)					
別紙	施工計画書	現場代理人	監督職員	工事に着手する前 請負代金額200万円以上	仕第1編1-1-4 1	-	別紙	施工計画書	現場代理人	監督職員	工事に着手する前 請負代金額200万円以上	仕第1編1-1-4 1	-
別紙	変更施工計画書	現場代理人	監督職員	その都度	仕第1編1-1-4 2	-	別紙	変更施工計画書	現場代理人	監督職員	その都度	仕第1編1-1-4 2	-
施1	工事打合せ簿	受注者 発注者	発注者 受注者	打合せの都度	約款第9条第4項	<u>6-73</u>	施1	工事打合せ簿	受注者 発注者	発注者 受注者	打合せの都度	約款第9条第4項	<u>6-75</u>
任意様式	現場技術員の配置について(通知)	発注者	受注者	事前に	仕第3編1-1-3 1	-	任意様式	現場技術員の配置について(通知)	発注者	受注者	事前に	仕第3編1-1-3 1	-
施2	施工体制台帳	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-74</u>	施2	施工体制台帳	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-76</u>

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

施3	施工体制台帳 (下請負人に関する事項)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-75</u>	施3	施工体制台帳 (下請負人に関する事項)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-77</u>
施4	施工体系図兼安全衛生協議会組織表	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-76</u>	施4	施工体系図兼安全衛生協議会組織表	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-78</u>
施5	〔廃止〕						施5	〔廃止〕					
施6	再下請負通知書	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-77</u>	施6	再下請負通知書	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-79</u>
施7	再下請負通知書(再下請負関係)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-78</u>	施7	再下請負通知書(再下請負関係)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-80</u>
施8	現場発生産品調書	現場代理人	監督職員	発生産品引渡しの時	仕第1編1-1-17	<u>6-79</u>	施8	現場発生産品調書	現場代理人	監督職員	発生産品引渡しの時	仕第1編1-1-17	<u>6-81</u>
任意様式	建設廃棄物処理委託契約書	現場代理人	監督職員	廃棄物の処理を委託後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-	任意様式	建設廃棄物処理委託契約書	現場代理人	監督職員	廃棄物の処理を委託後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-
任意様式	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	現場代理人	監督職員	廃棄物の再資源化の完了後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-	任意様式	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	現場代理人	監督職員	廃棄物の再資源化の完了後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-
施9	再生資源利用計画書(実施書)建設資材搬入工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物の搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-	施9	再生資源利用計画書(実施書)建設資材搬入工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物の搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-
施10	再生資源利用促進計画書(実施書)建設副産物搬出工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-	施10	再生資源利用促進計画書(実施書)建設副産物搬出工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-
施11	確認・立会依頼書	現場代理人	監督職員	立会を求めるとき	仕第3編1-1-4 1	<u>6-80</u>	施11	確認・立会依頼書	現場代理人	監督職員	立会を求めるとき	仕第3編1-1-4 1	<u>6-82</u>
施12	材料確認書	現場代理人	監督職員	確認を受けようとする時	約款第13条第2項仕第2編1-2 仕第3編1-1-4 5	<u>6-81</u>	施12	材料確認書	現場代理人	監督職員	確認を受けようとする時	約款第13条第2項仕第2編1-2 仕第3編1-1-4 5	<u>6-83</u>
—	<u>材料納入伝票</u>	<u>受注者</u>	<u>発注者</u>	<u>監督職員が請求した場合及び検査時に提示</u>	<u>仕第2編1-2-1</u>	—		<u>〔追加〕</u>					
施13	段階確認書(施工予定表)	現場代理人	監督職員	事前に	約款第13条第3項仕第3編1-1-4 6	<u>6-82</u>	施13	段階確認書(施工予定表)	現場代理人	監督職員	事前に	約款第13条第3項仕第3編1-1-4 6	<u>6-84</u>
施14	段階確認書(通知及び確認書)	現場代理人	監督職員	事前に	仕第3編1-1-4 6	<u>6-83</u>	施14	段階確認書(通知及び確認書)	現場代理人	監督職員	事前に	仕第3編1-1-4 6	<u>6-85</u>
施15	品質証明員通知書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-84</u>	施15	品質証明員通知書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-86</u>
施16	品質証明員経歴書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-85</u>	施16	品質証明員経歴書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-87</u>
施17	品質証明書	受注者	発注者	検査前	仕第3編1-1-6	<u>6-86</u>	施17	品質証明書	受注者	発注者	検査前	仕第3編1-1-6	<u>6-88</u>
施18	工事履行報告書	現場代理人	監督職員	翌月5日まで 請負代金額3000万円以上	約款第11条 仕第1編1-1-24	<u>6-87</u> <u>6-88</u>	施18	工事履行報告書	現場代理人	監督職員	翌月5日まで 請負代金額3000万円以上	約款第11条 仕第1編1-1-24	<u>6-89</u> <u>6-90</u>
施19 施20	工事月報 工事週報	現場代理人	監督職員	履行報告書提出の場合、監督職員が指示したときに提示 請負代金額200万円以上でどちらか提示 週報(予定)は監督職員が必要とした場合のみ提示		<u>6-89</u> <u>6-90</u> <u>6-91</u>	施19 施20	工事月報 工事週報	現場代理人	監督職員	履行報告書提出の場合、監督職員が指示したときに提示 請負代金額200万円以上でどちらか提示 週報(予定)は監督職員が必要とした場合のみ提示		<u>6-91</u> <u>6-92</u> <u>6-93</u>
別紙	出来高管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-	別紙	出来高管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
別紙	品質管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-	別紙	品質管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
別紙	工事写真	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-	別紙	工事写真	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
施21	工事事務報告書	受注者 (現場代理人)	発注者	事故発生後7日以内(死亡事故は1両日)	仕第1編1-1-29	<u>6-92</u>	施21	工事事務報告書	受注者 (現場代理人)	発注者	事故発生後7日以内(死亡事故は1両日)	仕第1編1-1-29	<u>6-94</u>

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

施22	<u>〔廃止〕</u>					
施23	<u>〔廃止〕</u>					
任意様式	安全・訓練等の実施記録 旧様式(参考様式として掲載)も使用可	現場代理人	監督職員	毎月提示 請負代金額200万円以上	仕第1編 1-1-26	<u>6-93</u>
施28	<u>休日・夜間作業届</u>	<u>現場代理人</u>	<u>監督職員</u>	<u>作業日の前日までに連絡 (提出は現道上の工事のみ)</u>	<u>仕第1編1-1-36 2</u>	<u>6-96</u>
	(建設業退職金共済関連)					
施25	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	受注者	発注者	<u>当初：契約後1ヶ月以内 追加購入：工事完成時まで</u> 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	<u>6-94</u>
施26	共済証紙を購入しない又は 購入遅延の理由書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 購入しない又は購入遅延 が生じるとき 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	<u>6-95</u>
施27	<u>〔廃止〕</u>					
—	<u>共済証紙受払簿</u>	現場代理人	監督職員	工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	<u>—</u>
	<u>〔記載場所移動〕</u>					
	(検査関係様式)					
検1	中間検査願	受注者	発注者		約款第33条 仕第3編 1-1-8	<u>6-97</u>

施22	<u>施工管理技術者通知書</u>	<u>現場代理人</u>	<u>監督職員</u>	<u>自主的施工の時契約後速やかに</u>	<u>施工管理基準運用方針</u>	<u>6-95</u>
施23	<u>施工管理技術者経歴書</u>	<u>現場代理人</u>	<u>監督職員</u>	<u>自主的施工の時契約後速やかに</u>	<u>施工管理基準運用方針</u>	<u>6-96</u>
任意様式	安全・訓練等の実施記録 旧様式(参考様式として掲載)も使用可	現場代理人	監督職員	毎月提示 請負代金額200万円以上	仕第1編 1-1-26	<u>6-97</u>
	<u>〔記載場所移動〕</u>					
	(建設業退職金共済関連)					
施25	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	<u>6-98</u>
施26	共済証紙を購入しない又は 購入遅延の理由書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 購入しない又は購入遅延 が生じるとき 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	<u>6-99</u>
施27	<u>建設業退職金共済証紙 配布先一覧表</u>	現場代理人	監督職員	工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	<u>6-100</u>
	<u>〔追加〕</u>					
施28	<u>休日・夜間作業届</u>	<u>現場代理人</u>	<u>監督職員</u>	<u>作業日の前日までに連絡 (提出は現道上の工事のみ)</u>	<u>仕第1編1-1-36 2</u>	<u>6-101</u>
	(検査関係様式)					
検1	中間検査願	受注者	発注者		約款第33条 仕第3編 1-1-8	<u>6-102</u>

注)・工程表について請負代金額が200万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

- ・施工計画書、工事月報、工事週報について請負代金額が200万円未満であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。
- ・工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種打合せ簿については、適用条目を記載しなければならない。

記載例1：
矢板工事について、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となり、対策工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書3-2-3-4 5項に基づき協議します。

記載例2：
仮BMの測量結果について、土木工事共通仕様書1-1-1-37 1項に基づき添付書類のとおり提出します。

- ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。
- ・監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、状況写真及び出来形管理写真の撮影を省略するものとする。その他監督職員等が臨場して立会した箇所は、状況写真の撮影は不要。
- ・工事履行報告書について請負代金額が3,000万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。
- ・休日・夜間作業届は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、現道上の工事又は監督職員が把握していない作業を行うにあたっては、土木工事共通仕様書1-1-1-36に基づき、

注)・工程表について請負代金額が200万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

- ・施工計画書、工事月報、工事週報について請負代金額が200万円未満であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。
- ・工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種打合せ簿については、適用条目を記載しなければならない。

記載例1：
矢板工事について、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となり、対策工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書3-2-3-4 5項に基づき協議します。

記載例2：
仮BMの測量結果について、土木工事共通仕様書1-1-1-37 1項に基づき添付書類のとおり提出します。

- ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。
- ・監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。その他監督職員が立会う場合も同様とする。
- ・工事履行報告書について請負代金額が3,000万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。
- ・休日・夜間作業届は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、現道上の工事又は監督職員が把握していない作業を行うにあたっては、土木工事共通仕様書1-1-1-36に基づき、

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

事前に理由を付した書面（様式施-28）によって監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書、工事月報、工事週報等にあらかじめ当該事項が記載されている場合はこの限りでない。

・建設業退職金共済証紙購入状況報告書について、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出する。また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出する。

なお、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、発注者に対しその理由書を提出するものとする。また、工事完成時には、共済証紙受払簿（様式は任意。建設業退職金共済事業本部様式の使用も可。）を監督職員に提示する。その際、共済証紙のコピー又は被共済者の受領が確認できる書面などの関係資料の提示は不要とする。

共済証紙受払簿の建設業退職金共済事業本部様式は、「建設業退職金共済事業本部」ホームページの各種申請書からダウンロードが可能。

（6）施工管理資料の様式は原則としてA4判の大きさとする。

1-4 工事関係書類の削減・簡素化について

福井市発注工事における受発注者の業務効率化を図るため、受注者が作成・提出すべき工事関係資料等については、以下のとおり簡素化できるとしたので、発注者と十分協議の上、運用すること。

（1）工事関係書類の提示の徹底

共通仕様書及び契約書等に定めのある書類のうち、「提出」の必要がない書類は、「提示」のみとすることとし、確認・検査後に「提示」された書類は、受注者に返却することを基本とする。

また、提示書類については、受注者において保管・管理することとする。

< 参考 > 【提示書類（提出を求めない）】

	工事書類等	根拠又は関連規定
1	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共仕 1-1-1-18 建設副産物
2	安全教育・訓練等の記録	共仕 1-1-1-26 工事中の安全確保
3	低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械の写真	共仕 1-1-1-30 環境対策
4	機械自主点検記録	共仕 1-1-1-34 諸法令の遵守 （労働安全衛生法）
5	諸手続きの許可、承諾等の書面 監督職員の請求があった場合は写しを提出。	共仕 1-1-1-35 官公庁等への手続等
6	休日又は夜間作業の連絡 口頭、ファクシミリ、電子メールによる。	共仕 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 現道上の工事については「提出」。
7	建設業退職金共済証紙受払簿	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
	〔削除〕	
8	材料の品質規格証明書 設計図書で提出を定められているものは提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
9	納入伝票等 建築工事の場合は提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
10	As 舗装コア、区画線・塗装のテストピース、コンクリート供試体等	施工管理基準 （出来形管理基準、品質管理基準） 「共仕」：福井市土木工事共通仕様書 「施工管理基準」：福井市工事施工管理基準

事前に理由を付した書面（様式施-28）によって監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書、工事月報、工事週報等にあらかじめ当該事項が記載されている場合はこの限りでない。

〔追加〕

（6）施工管理資料の様式は原則としてA4判の大きさとする。

1-4 工事関係書類の簡素化について

福井市発注工事における受発注者の業務効率化を図るため、受注者が作成・提出すべき工事関係資料等については、以下の通り簡素化できるとしたので、発注者と十分協議の上、運用すること。

（1）工事関係書類の提示の徹底

共通仕様書及び契約書等に定めのある書類のうち、「提出」の必要がない書類は、「提示」のみとすることとし、確認・検査後に「提示」された書類は、受注者に返却することを基本とする。

また、提示書類については、受注者において保管・管理することとする。

< 参考 > 【提示書類（提出を求めない）】

	工事書類等	根拠又は関連規定
1	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共仕 1-1-1-18 建設副産物
2	安全教育・訓練等の記録	共仕 1-1-1-26 工事中の安全確保
3	低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械の写真	共仕 1-1-1-30 環境対策
4	機械自主点検記録	共仕 1-1-1-34 諸法令の遵守 （労働安全衛生法）
5	諸手続きの許可、承諾等の書面 監督職員の請求があった場合は写しを提出。	共仕 1-1-1-35 官公庁等への手続等
6	休日又は夜間作業の連絡 口頭、ファクシミリ、電子メールによる。	共仕 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 現道上の工事については「提出」。
7	建設業退職金共済証紙配布先一覧表	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
8	建設業退職金共済手帳の写し	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
9	材料の品質規格証明書 設計図書で提出を定められているものは提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
	〔追加〕	
10	As 舗装コア、区画線テストピース等	施工管理基準 （出来形管理基準、品質管理基準） 「共仕」：福井市土木工事共通仕様書 「施工管理基準」：福井市工事施工管理基準

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

(2) 工事関係書類の削減

(2) 工事関係書類の削減

工事書類	工事書類削減の取扱い
1 図面	・ 受発注者間で図面を受け渡す場合、原則、A3判図面又は電子データによる。
2 施工計画書	<p>【記載項目】</p> <p>1. 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。 <p>2. 計画工程表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督職員が承諾した、契約時に提出する工程表の写しでもよい。 <p>3. 現場組織表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「施工体制台帳及び施工体系図、工事下請負人編成表」添付の廃止。 <p>【変更内容の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書を作成し直すことは不要で、見え消し・追加等でもよい。
3 工事打合せ簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付資料は必要最小限とする。 ・ 軽微な報告は電子メールや口頭で可とする。
4 下請負届	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年4月から廃止。</u> ・ <u>施工体制台帳及び施工体系図については、工事打合せ簿に添付して提出すること。</u>
5 材料・品質関係	<p>【材料承諾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JISマーク表示品はJISマーク表示状態の確認を行う（カタログ、品質証明資料、見本の提出は不要）〔共仕2-1-2-1のとおり〕 ・ その他汎用品について、過重なカタログや見本の添付は控えること。 <p>【品質証明資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS鉄筋認証ラベル、鋼矢板ラベル等、提出根拠のないものは添付しない（材料確認や写真管理で把握できる）。
6 段階確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。 ・ <u>監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、状況写真及び出来形管理写真の撮影を省略するものとする。その他監督職員等が臨場して立会した箇所は、状況写真の撮影は不要。</u>
7 創意工夫等	・ 監督職員と事前協議を行い、あらかじめ提案を選別の上、提出する。
8 納入伝票	・ 出荷証明書等により数量が把握できる場合は、 <u>納入伝票</u> に替えることができる。
9 機械自主点検記録	・ <u>提示を主要機械（労働安全衛生法の定期自主検査を行う機械等）に限定する。</u>
10 建退共関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「建設業退職金共済証紙配布先一覧表」の様式を廃止し、「共済証紙受払簿」(様式は任意。建設業退職金共済事業本部様式の使用も可。)を提示とする。</u> ・ <u>その際、共済証紙のコピー又は被共済者の受領が確認できる書面などの関係資料の提示は不要とする。</u>

工事書類	工事書類削減の取扱い
1 図面	・ 受発注者間で図面を受け渡す場合、原則、A3判図面又は電子データによる。
2 施工計画書	<p>【記載項目】</p> <p>1. 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。 <p>2. 計画工程表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督職員が承諾した、契約時に提出する工程表の写しでもよい。 <p>3. 現場組織表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「施工体制台帳及び施工体系図、工事下請負人編成表」添付の廃止。 <p>【変更内容の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書を作成し直すことは不要で、見え消し・追加等でもよい。
3 工事打合せ簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付資料は必要最小限とする。 ・ 軽微な報告は電子メールや口頭で可とする。
[追加]	
4 材料・品質関係	<p>【材料承諾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JISマーク表示品はJISマーク表示状態の確認を行う（カタログ、品質証明資料、見本の提出は不要）〔共仕2-1-2-1のとおり〕 ・ その他汎用品について、過重なカタログや見本の添付は控えること。 <p>【品質証明資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS鉄筋認証ラベル、鋼矢板ラベル等、提出根拠のないものは添付しない（材料確認や写真管理で把握できる）。
5 段階確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。 ・ <u>監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。その他監督職員が立会う場合も同様とする。</u>
6 創意工夫等	・ 監督職員と事前協議を行い、あらかじめ提案を選別の上、提出する。
7 納品伝票	・ 出荷証明書等により数量が把握できる場合は、 <u>納品伝票</u> に替えることができる。
[追加]	
[追加]	

(3) 受発注者間の情報共有システム又は電子メールの活用

- ・ 特記仕様書で情報共有システムの利用が明示されている場合のほか、その利用により業務効率化が図られる場合には、情報共有システムを積極的に利用すること。
- ・ 確認・立会依頼について、設計図書に定めがある又は監督職員の指示がある場合以外は、電子メールにより行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- ・ 工事打合せ簿について、契約約款上の行為以外や軽微な報告は電子メールで行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- ・ 押印を廃止した書類（記名で可とするもの）について、電子メールでの提出を可能とする。提出の方法については、あらかじめ監督職員と打ち合わせる。

(3) 受発注者間の情報共有システム又は電子メールの活用

- ・ 特記仕様書で情報共有システムの利用が明示されている場合のほか、その利用により業務効率化が図られる場合には、情報共有システムを積極的に利用すること。
 - ・ 確認・立会依頼について、設計図書に定めがある又は監督職員の指示がある場合以外は、電子メールにより行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
 - ・ 工事打合せ簿について、契約約款上の行為以外や軽微な報告は電子メールで行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- [追加]

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

2 施工計画書

施工計画書を作成するにあたっては、作成様式及び記入例を参考にして作成する。
様式（施工計画書）

課長				

年 月 日

監督職員

様

住所
受注者
代表者名
現場代理人

施 工 計 画 書

下記工事の施工計画書を福井市土木工事共通仕様書第1編1-1-4に基づき提出致します。

記

工事名
路線河川名
工事場所
契約工期

〔以下略〕

2 施工計画書

施工計画書を作成するにあたっては、作成様式及び記入例を参考にして作成する。
様式（施工計画書）

課長				

年 月 日

監督職員

様

住所
受注者
代表者名
現場代理人

印

施 工 計 画 書

下記工事の施工計画書を福井市土木工事共通仕様書第1編1-1-4に基づき提出致します。

記

工事名
路線河川名
工事場所
契約工期

〔以下略〕

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

3．材料の見本又は品質を証明する資料の提出

〔変更なし〕

4．出来形関係図書様式

〔様式から印マークを削除〕

5．品質管理図書様式

〔様式から印マークを削除〕

3．材料の見本又は品質を証明する資料の提出

〔略〕

4．出来形関係図書様式

〔略〕

5．品質管理図書様式

〔略〕

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

《 改正様式一覧表 》

様式名	改正内容
様式契 4 下請負届	〔 廃 止 〕
様式契 6 現場代理人及び主任技術者等選定通知書	次ページ以降参照
様式契 8 現場代理人及び主任技術者等選定変更通知書	次ページ以降参照
様式契 16 （支給材料・貸与品）の瑕疵の発見について	次ページ以降参照
様式契 20 設計図書の不一致等について	〔 印マーク削除 〕
様式契 36 臨機の措置について（通知）	〔 印マーク削除 〕
様式契 42 破壊検査について（通知）	次ページ以降参照
様式契 61 工事目的物の瑕疵に係る（修補工事・損害賠償）の請求について	次ページ以降参照
様式契 62 工事目的物の瑕疵について（通知）	次ページ以降参照
様式施 8 現場発生品調書	〔 印マーク削除 〕
様式施 12 材料確認書	次ページ以降参照
様式施 13 段階確認書（施工予定表）	〔 印マーク削除 〕
様式施 14 段階確認書（通知及び確認書）	次ページ以降参照
様式施 19 工事月報	〔 印マーク削除 〕
様式施 20 工事週報	〔 印マーク削除 〕
様式施 21 工事故報告書	〔 印マーク削除 〕
様式施 22 施工管理技術者通知書	〔 廃 止 〕
様式施 23 施工管理技術者経歴書	〔 廃 止 〕
様式施 27 建設業退職金共済証紙配布先一覧表	〔 廃 止 〕
様式施 28 休日・夜間作業届	〔 印マーク削除 〕

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

様式契 - 16

様式契 - 16

年 月 日

年 月 日

（発注者） 様

（発注者） 様

住所
受注者 氏名 印

住所
受注者 氏名 印

〔支給材料
貸与品〕の契約不適合等の発見について

〔支給材料
貸与品〕の^{かし}瑕疵の発見について

年 月 日に引渡しを受けた〔支給材料
貸与品〕について、下記のとおり
検査によって発見することが困難であった契約不適合等があり、使用に適当でないと認めたと
で通知します。

年 月 日に引渡しを受けた〔支給材料
貸与品〕について、下記のとおり
検査によって発見することが困難であった^{かし}瑕疵があり、使用に適当でないと認めたと
通知します。

記

記

工事名			工期	着工	年	月	日
工事場所				完成	年	月	日
品名	数量	品質、規格 又は性能	<u>契約不適合等</u> の内容				

工事名			工期	着工	年	月	日
工事場所				完成	年	月	日
品名	数量	品質、規格 又は性能	^{かし} <u>瑕疵</u> の内容				

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

様式契 - 42

様式契 - 42

年 月 日

年 月 日

（受注者） 様

（受注者） 様

（発注者） 印

（発注者） 印

福井市工事請負契約約款
 第31条第2項
 第37条第3項
 第38条第1項
 第54条第1項
 の規定による
 破壊検査について（通知）

福井市工事請負契約約款
 第31条第2項
 第37条第3項
 第38条第1項
 第49条第1項
 の規定による
 破壊検査について（通知）

年 月 日
 完成届のあった
 検査請求のあった
 契約が解除された
 下記工事について、破壊検査を

年 月 日
 完成届のあった
 検査請求のあった
 契約が解除された
 下記工事について、破壊検査を

行うので通知します。

行うので通知します。

記

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 破壊検査を行う日 年 月 日
- 6 破壊検査を行う箇所
- 7 破壊検査を行う理由

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 破壊検査を行う日 年 月 日
- 6 破壊検査を行う箇所
- 7 破壊検査を行う理由

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

様式契 - 61

様式契 - 61

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

（受注者） 様

（受注者） 様

（発注者） 印

（発注者） 印

工事目的物の契約不適合に係る **修補
損害賠償** の請求について

工事目的物の^{かし}瑕疵に係る **修補
損害賠償** の請求について

下記の工事の工事目的物について契約不適合があったので、福井市工事請負契約約款

**第 44 条第 1 項
第 55 条第 1 項** の規定により **修補
損害賠償** を請求します。

記

下記の工事の工事目的物について^{かし}瑕疵があったので、福井市工事請負契約約款

第 44 条第 1 項の規定により **修補
損害賠償** を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
引渡し年月日	
<u>契約不適合</u> の内容	
修補事項及びその内容	
修補完了年月日	
損害賠償請求額	(内訳は別添明細書のとおり)

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
引渡し年月日	
^{かし} <u>瑕疵</u> の内容	
修補事項及びその内容	
修補完了年月日	
損害賠償請求額	(内訳は別添明細書のとおり)

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

様式契 - 62

様式契 - 62

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

（受注者） 様

（受注者） 様

（発注者） 印

（発注者） 印

工事目的物の契約不適合について（通知）

工事目的物の^{かし}瑕疵について（通知）

下記の工事の工事目的物について契約不適合があったので、福井市工事請負契約約款第57条第8項の規定により契約不適合の内容を通知します。

なお、修補又は損害賠償が必要な場合は、その内容を別途通知します。

下記の工事の工事目的物について^{かし}瑕疵があったので、福井市工事請負契約約款第44条第3項の規定により^{かし}瑕疵の内容を通知します。

なお、修補又は損害賠償が必要な場合は、その内容を別途通知します。

記

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
引渡し年月日	
<u>契約不適合</u> の内容	

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
引渡し年月日	
^{かし} <u>瑕疵</u> の内容	

